

平成二十年二月七日提出
質問第六一号

ILO 専門家委員会報告に関する質問主意書

提出者
細川律夫

ILO 専門家委員会報告に関する質問主意書

国際労働機関（ILO）の条約及び勧告の適用に関する専門家委員会（以下「専門家委員会」とする）は、数度にわたり、日本が第二次世界大戦前及び大戦中に、ILO 二九号条約（強制労働に関する条約）に違反する行為があつたことを報告し日本政府に説明を求めてきたが、政府はそれに対し必ずしも誠実な対応をしてきたとは思えない。

一方、違反行為とされたなかで、戦時産業強制労働については、昨年四月、最高裁判所において中国人の強制労働について判決が下され、裁判請求権そのものは否定されたものの、「なお、原告の被害者らの被つた精神的・肉体的苦痛が極めて大きかつたこと、西松建設は中国人労働者らを強制労働に従事させて相応の利益を受けていることなどの事情にかんがみると、西松建設を含む関係者において、その被害の救済に向けた努力をすることが期待される。」と記され、関係者に対し救済への努力が促された。

こうしたなか、ILO 専門家委員会の報告がこれまで以上の意義を持つことを予期し、強制連行・強制労働問題について真の解決を望む立場から、以下のとおり質問する。

- 一 ILO 二九号条約が締結された経緯、及びその意義、並びに日本政府が批准した目的は何か。

二 専門家委員会のILOにおける役割、及びその年次報告の意義は何か。

三 過去に日本がILO二九号条約に関して、専門家委員会報告で取り上げられた年次及び事案を明らかにされたい。

四 専門家委員会報告でILO二九号条約違反と指摘された場合に、その判断は国際法上どのような意味を持つか。また、批准国はいかなる行動をとるべきか。

五 複数年次にわたり同一事案について同一国が専門家委員会報告で取り上げられた事案はあるか。あったとすれば、ILOでどのような取り扱いがなされ、当事国はどう行動したか、具体的に明らかにされたか。

六 労働組合からの通報に対する日本政府のカウンターレポートは情報公開の対象となるのか。公開対象から除外すべきと考える場合、その具体的理由を示されたい。

右質問する。